

# 諸外国の輸入規制に関するデータベースの作成

## 報 告 書

平成 24 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本海事検定協会

(検査第一サービスセンター)

## 目次

1. はじめに	2
2. 調査の内容	2
3. 調査の対象	2
4. 調査の方法	2
5. 調査の結果	
5-1 食品	3
5-2 アルコール類	12
5-3 中古設備	16
5-4 放射線に関する規制	20
6. おわりに	22
(添付) 食品の輸入規制及び輸入手続きのフロー	23
*参考資料	24

## 1. はじめに

アジア諸外国へ現物投資及び物品を輸出する際の輸入規制に関し、投資企業、輸出企業等から当協会に問い合わせが多く寄せられており、これら情報を総合的に閲覧できるデータベースの整備が望まれているところである。

本事業は、当協会の有する情報及び知見に基づき、海外への現物投資及び輸出を行う企業に対し、アジア諸外国の輸入規制に関する基礎データを利用しやすい形に編集し、提供することを目的とし、以って、投資企業及び輸出企業の円滑な活動の促進、国間貿易の促進に寄与することとする。

## 2. 調査の内容

諸外国(アジア)への現物投資、物品輸入等の貿易業務に係る輸入規制に関するデータを文献調査、現地調査等により収集・調査した結果を総合的に一覧できる形にデータベース化し、当協会のホームページ、ガイドブック等を通じて上記関係者の利用に供するものである。

## 3. 調査の対象

調査は以下のスケジュールにより実施する。

平成 23 年度 :	タイ
平成 24 年度 :	インドネシア
平成 25 年度 :	ベトナム
平成 26 年度 :	インド及びバングラディッシュ
平成 27 年度 :	中国

調査の対象は、投資及び輸出の状況により変更及び追加の可能性がある、また、各国規制の改変状況を踏まえて、データベースの見直しを適時行うとともに6年度以降も調査を継続することとする。

平成 23 年度は、調査対象国をタイ国とし、日本から多く輸出される品目のうち、以下を調査の対象とした。なお、平成 23 年 3 月に生じた福島第一原子力発電所事故の影響を鑑み、タイ国における輸入品に対する放射線規制に関する調査を追加した。

- ①食品
- ②アルコール類
- ③中古設備(現物投資)
- ④放射線に関する規制

## 4. 調査の方法

- ①文献調査(インターネットを含む。)
- ②国内関係者ヒアリング
- ③現地調査(タイ国関連機関ヒアリングによる。)

## 5. 調査の結果

### 5-1 食品

#### 5-1-1 タイ国において輸入される食品類の現状

現在、タイ国内においては従来の消費主体者である在留邦人のみならず、タイ国民の間（特に富裕層及び中間層）でも健康志向の高まりや高い安全性や信頼性、食味の良さなどから、比較的高価格にも関わらず日本製の食品（原料・製品）や調味料の人気の高まっており、そのタイ国内における消費量は増加の傾向を示しており、日本国内の様々な品目の食品類の生産者及び製造業者においても、タイ国への輸出につき意欲的な姿勢が表れている。

#### 5-1-2 タイ国において食品を輸入する際の前提条件

- ①食品を販売目的で輸入する業者は食品医薬品局(FDA)から輸入許可を得る手続きが必要であること ⇒ 輸入許可書（様式 Orr7）  
（その他、販売目的以外での輸入や個人消費やサンプル目的での輸入については別途手続きが必要）
- ②輸入する食品の分類(食品法による4分類)によって輸入の手続きや規制内容が異なること
- ③輸入する食品の分類(食品法による4分類)によって、食品登録番号を事前に取得する必要があること
- ④食品のラベル記載事項が、輸入する食品の分類（食品法による4分類）及び告示で規定された品目によって異なること

#### 5-1-3 販売目的での食品輸入許可に必要なとなる書類

<必要書類>

- ①輸入許可申請書（様式 Orr6）：1部
- ②申請者の身分証明書(外国人の場合は労働許可証)及び家屋登録証(タビアンバーン)のコピー：各1部
- ③申請者が一般人の場合は、営業登録証または商業登記証のコピー：1部
- ④法人登録証のコピー：1部
- ⑤法人国籍証明書(外国人の場合は法人営業許可証または投資奨励カード)のコピー：1部
- ⑥法人の代表者の委任状：1部
- ⑦輸入場所/保管場所の周辺(保管場所から100m以内)地図と詳細を記載した保管場所内部の設計図：各2部
- ⑧輸入場所/保管場所の条件を満たしている事を証明する宣誓書
- ⑨その他 FDA が求める追加の関連書類

上記⑦の要件・必要書類となる輸入場所の条件についての詳細は下記の通りである。

- i) 輸入に適切な条件を備えた場所であること。
- ii) 商務省若しくは財務省の登記証記載事項と同じ条件でなければならないこと
- iii) 安全で衛生的な場所でなければならないこと

iv) 輸入場所の外側に「タイ国内食品輸入所」と記載された明確な看板を備え付けなければならないこと

また、⑧の保管場所の条件についての詳細は下記になる。

- i) 貯蔵に適切な条件を備えた場所であること
- ii) 安全で衛生的な場所であればならないこと
- iii) 保管部屋又は保管スペースは、十分な広さと照明、換気設備が備えられていなければならないこと
- iv) 種類別に食品を保管しなければならないが、同一建物内に食品以外の製品が保管される場合は、食品と区分して保管できなければならないこと
- v) 食品を置くための少なくとも高さ 8 インチ以上の壇/棚がなければならず、但し、食品を適切な高さに持ち上げるための機器がある場合はこの限りではないこと
- vi) 適切な保管及び衛生状態を保つために、各棚の間に間隔をとれなければならず、又壁から適当な距離をとって棚を設置しなければならないこと
- vii) 食品の品質を維持するために必要な機器が備えられていなければならないこと
- viii) 保管場所が輸入場所と異なる場合は、保管場所内に「タイ国内食品輸入所」と記載された看板を備え付けなければならないが、又、保管場所の前面（外側）に「保管所」と記載された看板を備え付けなければならないこと
- ix) 保管場所内に食品の種類を記載した看板を備え付けなければならないこと

#### 5-1-4 販売目的以外で食品を輸入する場合における手続き及び必要書類

販売目的以外での食品輸入の場合、例えば食品フェアや展示会への出展目的で食品を輸入する場合は、一時的食品輸入許可申請(Orr12: シングルエントリー)することで、正式な輸入許可を取得することなく、食品を輸入することができる。

<必要書類>

- ①一時的食品輸入許可申請書（様式 Orr12）：1 部
- ②申請者の家屋登録証（タビアンバーン）、外国人の場合は労働許可証のコピー：各 1 部
- ③法人登録証のコピー：1 部
- ④Letter of Intent: 展示終了後に販売、流通、譲渡することなく輸入される商品であり、その商品の品質基準、安全性に関わる一切の責任を負うことを示した同意書：1 部
- ⑤展示場所に関する証明書：1 部
- ⑥展示会主催者から（申請者が出展者であること）の確認書：1 部
- ⑦政府機関又は政府が認証する第三者から発行された衛生証明書：1 部

#### 5-1-5 個人消費、サンプル、調理目的で食品を輸入する場合における手続き及び必要書類

- ①飲食業者が直接自ら食品を輸入する場合で、その目的が個人消費やサンプル、調理目的の場合は、販売目的でないことが証明できる量において、限られた食品に関して輸入許可を必要とせず、食品を輸入することが出来る。
- ②調理目的で事前に食品輸入申請(F-I5-1)を行えば、レストラン等の規模にもよるが概ね 100kg の輸入が例外措置として認められている。

③輸入許可の要不要の判断(解釈)は、各港の FDA 担当官に権限が与えられているとの事で、その対応についても一定していない。

④事前に飲食規模や輸入品目及び数量を FDA 本部に提出し、照会を行なうことにより輸入可能である旨の回答書を入手する方が円滑に手続きを進められる可能性が高い。

#### 5-1-6 食品法による食品分類

食品法による食品分類については下記の4つに分類される。

##### (1)特定管理食品(Specific Control Food) 14 品目

- ①危険性が高い食品(乳幼児の経口摂取する物や過去に事故が起きた物等)
- ②政府が製造場所及び製品を厳しく管理
- ③食品調理法登録を行なうことにより、食品登録番号を事前に取得しなければならず、食品には食品登録番号を付したオーヨーマークの表示が義務付けられている

特定管理食品・14 品目を表 1 に示す。

表 1 特定管理食品

	告示番号	品目
1	214/2000, 230/2001, 290/2005	密閉容器に詰められた飲料
2	113/1988	シクラミン酸ナトリウム及びシクラミン酸ナトリウムを含む食品
3	156/1994, 286/2004, 307/2007	乳幼児用調整乳、幼児及び小児用連用処方調整乳
4	266/2002	乳飲料(フレーバーミルク)
5	289/2005	発酵乳
6	265/2002, 282/2004	牛乳
7	267/2003	乳製品
8	281/2003	食品添加物
9	157/1994, 171/1996, 287/2003, 308/2007	乳幼児食品、幼児用及び小児用連用処方食品
10	121/1989	体重管理を必要とする人のための食品
11	158/1994	乳幼児及び小児用補助食品
12	179/1997, 253/2002, 301/2006	密閉容器に詰められた食品
13	222/2001, 257/2002	アイスクリーム
14	262/2002	ステビオサイド及びステビオサイドを含む食品

##### (2)品質規格管理食品(Quality or Standard Control Food) 31 品目

- ①中程度の危険性のある食品(飲料や油脂等、不純物などが混入しても解りにくい物等)
- ②政府が品質、企画、表示を管理しているもの
- ③食品登録番号を事前に取得するか、又は、表示許可申請を行わなければならない、食品には食品登録番号を付したオーヨーマークの表示が義務付けられているもの

品質規格管理食品・31 品目を表 2 に示す。

表2 品質規格管理食品

	告示番号	品目
1	197/2000, 276/2003	コーヒー
2	153/1994	食塩
3	150/1993	ビタミン添加米
4	236/2001	ピータン
5	208/2000	クリーム
6	195/2000	ミネラル塩を使った飲料（電解質飲料）
7	83/1984	チョコレート
8	196/2000, 277/2003	お茶
9	280/2004	ハーブティー
10	201/2000	ある一部のソース
11	78/1984, 137/1991, 254/2002, 285/2004	氷
12	198/2000	密閉容器に詰められた豆乳
13	135/1994, 220/2001, 256/2002, 284/2003	密閉容器に詰められた飲料水
14	203/2000	魚醤
15	211/2000	ハチミツ
16	23/1979, 233/2001	ピーナッツ油
17	206/2000	バター油
18	56/1981, 234/2001	パーム油
19	57/1981, 235/2001	ココナッツ油
20	205/2000	油脂
21	199/2000	ミネラルウォーター
22	204/2000	酢
23	227/2001	バター
24	209/2000	チーズ
25	207/2000	マーガリン
26	226/2001	ギー
27	202/2000, 248/2001	大豆プロテインの発酵又は加水分解から得られる調味製品
28	293/2005, 309/2007	補助食品
29	213/2000	密閉容器に詰められたジャム及びゼリー
30	294/2005	ロイヤルゼリー及びロイヤルゼリー製品
31	210/2000	半インスタント食品

(3) 表示管理食品(Label Control Food) 12 品目

- ①危険性の低い食品(加工食品等)
- ②政府が製造場所及び表示に関しての措置を講じるもの

- ③食品登録番号を事前に取得しなければならず、食品には食品登録番号を付したオーヨーマークの表示が義務付けられているもの
- ④保健省告示番号 297/2006:「特別な目的を持つ食品」は表示許可申請を行わなければならないもの

表示管理食品・12品目を表3に示す。

**表3 表示管理食品**

	告示番号	品目
1	224/2001	パン
2	200/2000	密閉容器に詰められたソース
3	225/2001	調理用食塩水
4	44/1980	玄米粉
5	243/2001	肉製品
6	223/2001	香味料
7	100/1986, 263/2002	インスタント寒天及びゼリー
8	228/2001	チューインガム及び飴
9	234/2001	簡単な調理で食べられる食品及びすぐにそのまま食べられるインスタント食品
10	238/2001	特別な目的を持つ食品
11	297/2006	放射線照射の工程を受けた食品
12	251/2002	遺伝子組み換え食品

#### (4)その他の一般食品(Others)

特定管理食品、品質規格管理食品、表示管理食品以外の食品

#### 5-1-7 食品登録番号の事前取得手続き

##### (1)特定管理食品の食品調理法に従っての登録

<必要書類>

①食品調理法登録申請書 (Orr17) : 1部

②食品分析結果: 原本

③食品表示(ラベル): 4部

記載例: 国内販売用の食品製造用→タイ語表示

国内販売用で消費者・調理人・飲食店・ホテルに直売→英語・タイ語表示各々

工場原料用→英語表示或いはタイ語表示

④輸入許可書のコピー: 1部 (全ページ)

⑤製造者又は代理人による食品製造法及び製造過程を示す書類

対象品目例: ジュース(密閉容器に詰められた飲料)、乳幼児用調整牛乳、乳幼児用連

用処方調整乳、乳幼児食品、乳幼児連用処方食品、幼児及び小児用連用

処方食品、乳幼児及び小児用補助食品、臨床用食品、体重管理を必要と



する人のための食品、チョコレート、及び食品用着色料を輸入する場合

(2)品質規格管理食品、表示管理食品及び保健省告示 221 号で指定する食品 31 品目についての番号登録(保健省告示 221 号で指定する食品の大部分は、特定管理食品、品質規格管理食品、及び表示管理食品と重複している)

保健省告示 221 号で指定している食品を表 4. に示す。

表 4 保健省告示 221 号で指定する食品

	食品分類	品目
1	特定管理食品	乳幼児用調整乳、幼児及び小児用連用処方調整乳
2	特定管理食品	乳幼児食品、幼児用及び小児用連用処方食品
3	特定管理食品	乳幼児及び小児用補助食品
4	特定管理食品	牛乳
5	特定管理食品	乳飲料（フレーバーミルク）
6	特定管理食品	発酵乳
7	特定管理食品	アイスクリーム
8	特定管理食品	密閉容器に詰められた食品
9	特定管理食品	乳製品
10	品質規格管理食品	密閉容器に詰められた飲料水
11	品質規格管理食品	氷
12	特定管理食品	体重管理を必要とする人のための食品
13	特定管理食品	着色料（食品添加物：告示 281 号で食品添加物に統一）
14	特定管理食品	食用調味（食品添加物：告示 281 号で食品添加物に統一）
15	特定管理食品	食品添加物
16	品質規格管理食品	ピーナッツ油
17	品質規格管理食品	バター
18	品質規格管理食品	ギー
19	品質規格管理食品	パーム油
20	品質規格管理食品	ココナッツ油
21	品質規格管理食品	カイヨーマー（ピータン）
22	品質規格管理食品	ビタミン添加米
23	品質規格管理食品	チョコレート
24	表示管理食品	玄米粉
25	表示管理食品	調理用食塩水
26	表示管理食品	パン
27	表示管理食品	チューインガム及び飴
28	表示管理食品	インスタント寒天及びゼリー
29	表示管理食品	特別な目的を持つ食品

	食品分類	品目
30		ニンニク製品
31	表示管理食品	香味料
32		容器に詰められた食品の品質又は基準を維持するために使用する物質を含む食品
33		アロエベラを含む食品
34	表示管理食品	放射線照射の工程を受けた食品

<必要書類>

①食品登録/食品詳細申告書 (Sor Bor 5)

なお、食品登録番号を付記したオーヨーマークの表示が義務付けられており、マークの記載は白地に黒字で表記され、ラベルは2cm以上の大きさをなければならないと決められている。

5-1-8 輸入時に衛生基準証明の提出が必要な品目

食品の各種分類に限らず、食品の安全性上の見地から、輸入時に衛生基準証明を要する品目がある。

(1)非遺伝子組換え食品証明：22品目

- ①遺伝子工学又は遺伝子組換えの技術により得られた大豆及び大豆製品、トウモロコシ及びトウモロコシ製品
- ②遺伝子組換えにより得られたプロテイン又はDNAが、その食品の三大主要成分についてそれぞれ5%以上含むもので、三大主要成分が製品全体の重量の5%以上を占めているもの
- ③三大主要成分が製品全体の重量の5%以上を占めている場合は、政府又は民間の分析機関による「分析証明書」或いは「非遺伝子組換え食品証明書」が必要となる
- ④遺伝子組換え食品の場合は、告示251号に従った表示が必要

告示251号で指定している食品を表5に示す。

表5 保健省告示251号で指定する食品

	食品名
1	大豆
2	調理済み大豆
3	炒り大豆
4	瓶詰又は缶詰又はレトルトパウチ入りの大豆
5	納豆
6	味噌
7	豆腐、揚げ豆腐
8	冷凍豆腐、豆腐かす（おから及びその製品）
9	豆乳

	食品名
10	大豆粉
11	主要成分に上記 1～10 の食品を含む食品
12	主要成分として大豆から得たたんぱく質を含む食品
13	主要成分として若い大豆や未熟な大豆を含む食品
14	主要成分として大豆から得たモヤシを含む食品
15	トウモロコシ
16	ポップコーン
17	冷凍又は冷蔵トウモロコシ
18	瓶詰又は缶詰又はレトルトパウチ入りのトウモロコシ
19	トウモロコシ粉
20	主要成分にトウモロコシを使ったスナック菓子
21	主要成分に上記 15～20 の食品を含む食品
22	主要成分に粗引きのトウモロコシを含む食品

(2)GMP 製造基準適合証明書：54 品目

保健省告示 193 (2001)及び 239 (2001)の「食品製造方法、製造用器具及び食品保存方法について」で指定された品目については、輸入時に GMP 製造基準証明書を必要となる。

申請には以下の何れかの入手・提出が必要となる。

<必要書類>

- ①HACCP 認定書
- ②ISO 認定書などの国際的な認定書
- ③GMP 製造基準適合証明書
- ④製造場所のある各都道府県保健所からの営業許可証 (日本の場合はこの書面で代替可能と言われている。)

保健省告示 193 (2001)及び 239 (2001)の「食品製造方法、製造用器具及び食品保存方法について」で指定された品目を表 6 に示す。

表 6 保健省告示 193(2001)及び 239(2001)号で指定する食品

	食品分類	品目
1	特定管理食品	乳幼児食品、幼児用及び小児用連用処方食品
2	特定管理食品	乳幼児及び小児用補助食品
3	特定管理食品	乳幼児用調整乳、幼児及び小児用連用処方調整乳
4	品質規格管理食品	氷
5	品質規格管理食品	密閉容器に詰められた飲料水
6	特定管理食品	密閉容器に詰められた飲料
7	特定管理食品	密閉容器に詰められた食品
8	特定管理食品	牛乳

	食品分類	品目
9	特定管理食品	ヨーグルト（乳製品）
10	特定管理食品	アイスクリーム
11	特定管理食品	乳飲料（フレーバーミルク）
12	特定管理食品	乳製品
13	特定管理食品	食品添加物
14	特定管理食品	着色料（食品添加物：告示 281 号で食品添加物に統一）
15	特定管理食品	食用調味（食品添加物：告示 281 号で食品添加物に統一）
16	特定管理食品	シクラミン酸ナトリウム及びシクラミン酸ナトリウムを含む食品
17	特定管理食品	体重管理を必要とする人のための食品
18	品質規格管理食品	お茶
19	品質規格管理食品	コーヒー
20	品質規格管理食品	魚醤
21	品質規格管理食品	天然ミネラル水（ミネラルウォーター）
22	品質規格管理食品	酢
23	品質規格管理食品	油及び油脂
24	品質規格管理食品	ピーナッツ油
25	品質規格管理食品	クリーム
26	品質規格管理食品	バター油
27	品質規格管理食品	バター
28	品質規格管理食品	チーズ
29	品質規格管理食品	ギー
30	品質規格管理食品	マーガリン
31	品質規格管理食品	半インスタント食品
32	品質規格管理食品	ある一部のソース
33	品質規格管理食品	パーム油
34	品質規格管理食品	ココナッツ油
35	品質規格管理食品	ミネラル塩を使った飲料（電解質飲料）
36	品質規格管理食品	密閉容器に詰められた豆乳
37	品質規格管理食品	チョコレート
38	品質規格管理食品	密閉容器に詰められたジャム及びゼリー
39	表示管理食品	特別な目的を持つ食品
40	品質規格管理食品	ピータン
41	品質規格管理食品	ロイヤルゼリー及びロイヤルゼリー製品
42	品質規格管理食品	大豆プロテインの発酵又は加水分解から得られる調味製品
43	品質規格管理食品	ハチミツ
44	品質規格管理食品	ビタミン添加米

	食品分類	品目
45	表示管理食品	玄米粉
46	表示管理食品	調理用食塩水
47	表示管理食品	密閉容器に詰められたソース
48	表示管理食品	パン
49	表示管理食品	チューインガム及び飴
50	表示管理食品	インスタント寒天及びゼリー
51		ニンニク製品
52	表示管理食品	肉製品
53	表示管理食品	香味料
54		調理済み若しくは加工済みの冷凍食品

タイ国において食品を輸入する際の規制及び手続きのフロー図を巻末に添付する。

## 5-2 アルコール類

### 5-2-1 タイ国に輸入されるアルコール類の現状

現在、タイ国内においては従来の消費主体者である在留邦人のみならず、タイ国民の間でも日本文化への注目やそれに伴う日本食ブームにより、日本由来の飲料である日本酒や焼酎の人气が高まっており、その国内消費量は増加の傾向を示している。独特の気候(年間を通じての高温や多湿等)、原材料(日本産の米、麦、麴等)の入手手段、製造施設及び醸造技術等の様々な障壁により日本酒や焼酎の国内での生産は困難であり、輸入に頼らざるを得ないため、消費の高まりと共に必然的に日本からの輸入量は増加しており、日本国内の各酒類製造販売業者においても、タイ国を始めとしてアジア各国への輸出につき意欲的な姿勢が表れている。

### 5-2-2 輸入許可申請手続きを行う前提としての3つの許可

- (1)免許の取得
- (2)ラベルの使用許可
- (3)酒類保管場所の許可

上記許可を取得した上で輸入許可の申請手続きが可能となる。なお、輸入許可の申請手続きは、輸入する都度に必要となる。その後、各種租税の支払い(関税や物品税等)を現地に完了させ、更に管轄官庁に対し審査請求を行い、合格後に印紙を取得し製品に貼付完了後に、酒類製品の輸入及び販売を行なうことができる。

### 5-2-3 免許(販売許可証)の取得

タイ国内において酒類販売に必要とされる免許については下記の7種類が存在する。

Type-1: 全ての種類の酒類(輸入・国内産問わず10リッター以上)の販売(卸売)が可能な免許

- Type-2: 国内の酒類(10リッター以上)の販売(卸売)が可能な免許
- Type-3: 全ての種類(輸入・国内産問わず)の酒類(10リッター以下)の小売り (retail saleのみ)が可能な免許
- Type-4: 国内産の酒類(10リッター以下)の小売り (retail saleのみ)が可能な免許
- Type-5: 全ての種類(輸入・国内産問わず)の酒類(10リッター以下)の一時的仮販売が可能な免許
- Type-6: 国内産の酒類(10リッター以下)の一時的仮販売が可能な免許
- Type-7: メンバークラブ等、特定の場所における酒類提供用の免許

上記のうち、業者がタイ国内で酒類の輸入販売(卸売)に必要な免許(販売許可証)は上記の Type1 (第一種酒類販売免許/許可証)となる。

<免許を取得する際の手続き申請先>

免許(販売許可証)申請者は免許(販売許可)申請書に加えて以下の文章の原本を財務省物品税局 (EDMF) 間接税担当官に提出する必要がある。

<必要書類>

- ①国民登録証、又は、公的機関により発行された本人写真付きの公務員証
- ②事業所の住居登録証の写し  
ただし、申請者が借主である場合は、賃借契約書及び貸主の承諾を示す文章も必要
- ③商業登録証
- ④申請者が法人登録している場合は、商務省発行の登記証明書も提出しなければならない。
- ⑤その他、手数料の支払いも必要 (銀行保証書・現金・国債等での支払い、第一種酒類販売免許の場合：100,000 バーツ)

申請者が上記の書類/手数料を完全に提出を完了した後、間接税担当官による免許 (販売許可証) の発行手続き処理がなされる。

#### 5-2-4 ラベル(容器貼付ラベル)使用許可の申請手続き

酒類容器貼付ラベルの使用申請希望者は財務省物品税局 (EDMF) 徴税運営部 1 又は間接税担当官に対して以下の書類を提出する必要がある。

<必要書類>

- ①酒類容器貼付ラベルの使用申請書
- ②ラベル見本 10 枚
- ③酒類容器貼付ラベルの使用申請者をタイ国内唯一の自社酒類販売代理店として任命する旨を示した、国外の酒類製造業者からの証明書又は酒類容器貼付ラベルの使用申請者をタイ国内唯一の自社酒類販売代理店として任命する旨を示した、国外の酒類販売業者からの証明書。

なお、これには国外の酒類製造業者からの確認書が追加で必要となる。さらに使用許可証を取得次第、速やかに許可を得たラベル表記/形式にて現地でラベルを作成。日本に送付し、梱包前に全ての酒類容器に貼付する必要がある。(タイに輸入後にラベルを貼付すると誤解して現地でトラブルになるケースが多いとのことなので注意を要する。)

#### 5-2-5 酒類保管場所許可申請について

輸入後に酒類を保管する場所について使用許可の取得が必要となる。

<種類保管場所許可申請書記載必要事項>

- ①輸入者(法人)の名称、住所、電話番号等
- ②保管場所の住所、電話番号
- ③輸入後保管する主な酒類の種類/名称

<添付すべき必要書類>

- ①個人の場合には住民登録書コピー、法人の場合には法人の代表者の登録に関する証明書のコピー
- ②各種委任状(業務委託、法人代表者等)

食品輸入許可時の保管場所の様にその容器の形態(瓶/缶)により保管場所の状態・条件は比較的厳格ではないが、盗難対策等は十分に施し、申請先の担当官に対しその対策方法の説明が必要となる。

#### 5-2-6 酒類輸入許可申請手続き

免許の取得や許可申請を完了すると、酒類輸入許可申請の手続きに入ることができる。

<申請先>

申請先⇒財務省物品税局(EDMF)

提出書類 輸入届の他に以下の書類が必要となる。

<必要書類>

- ①備え付けの申請用紙
- ②身分証明書コピー
- ③法人登記証明コピー
- ④第一種酒類販売/卸売免許書コピー
- ⑤Invoice 若しくは Proforma Invoice コピー
- ⑥ラベル使用許可書コピー
- ⑦酒類保管場所許可書
- ⑧原産地証明書(放射性物質関連の証明書も含む。)

その他必要に応じて、以下の書類提出が要求されます。

- ⑨商品見本
- ⑩タイ語表記ラベル見本

(a:名称、b:アルコール濃度、c:内容量、d:注意事項(運転等警告等)、e:製造業者、工場、輸入業者の名称・住所、f:商品登録マーク等)

#### 5-2-7 各種諸税の納付について

輸入許可取得後、速やかに各種諸税について納付が必要となる。

申請及び納付先⇒財務省物品税局 (EDMF)

①関税：JTEPA(日本・タイ経済連携協定)発行に伴い、日本産アルコール飲料の関税は段階的に引き下げが始まっている。将来的に清酒・焼酎・ワインは0%になるとのこと

品目毎に毎年関税の金額は変化しているので、事業者は年度毎の関税を事前に調べておく必要がある。

②物品税：清酒・焼酎・ワイン各別に額が決まっている。

例) 焼酎(CIF 価格+関税合計額)の50%又は1リットル当たり400バーツのいずれか高い方

③内国税：物品税の10%

④健康振興税：基金負担金：物品税の2%

⑤付加価値税(VAT)：(CIF 価格+関税+物品税+内国税)合計の7%

#### 5-2-8 審査請求及び印紙貼付等の諸手続きについて

諸税納付後には財務省物品税局(EDMF)に対して審査請求や酒類貼付用の印紙の入手及び容器への貼付が必要となる。

審査請求の依頼先⇒財務省物品税局(EDMF)税金申告管理事務所分析セクション

<必要書類>

①輸入申告書

②納税領収書

③物品税、付加価値税申告書

④輸入届(許可チェック欄にサインされた物)

⑤Invoice

⑥酒類持ち出し許可書

これらの書類を提出し審査請求に合格した後は、酒類貼付用印紙を財務省物品税局(EDMF)税金申告管理事務所において購入して速やかに酒類容器に貼付する必要がある。

なお、積み下ろし港(2011年において、検査の便宜上、バンコク港のみ)の許可を受けた保管場所にてEDMF担当官立会いの下印紙の貼付を輸入者自身が行うこととなっている。

### 5-3 中古設備

#### 5-3-1 タイ国投資奨励制度(中古設備)について

タイ国では、産業の地方分散、地方産業の振興、所得格差の解消を目的とした投資奨励制度がある。タイ投資委員会 Board of Investment(以下：BOI)では、タイ王国への進出企業のために法人所得税の減免税、機械・設備・原材料の輸入税減免税の恩典制度を行っている。

中古機械・設備も輸入減免税の恩典制度があり、減免税の恩典を取得するためには輸出国での船積前検査が必要となる。

#### 5-3-2 投資奨励申請・認可までの手続き

<必要書類>



①投資奨励申請書 (F PA PP 03-05)

②製造品目のカタログ

③会社概要

④工程表

⑤(中古設備の能力証明書)

⑥(初期の環境負担調査結果報告書)

(1)申請書の提出とインタビュー

BOI へ申請書を提出し受理されたあと、BOI より申請者へインタビューの通知が送付される。申請者は 2 週間以内に審査官と事業内容の詳細を打ち合わせる必要があり、インタビューは申請書の内容確認と申請書だけでは不十分な情報を得ることが目的となる。

(2)委員会による審査

BOI の委員会では、投資額によって以下の通り各委員にて審議される。

①投資額 8 千万バーツ以下(土地代と運転資金を除く。) - BOI 事務局の内部委員会

②投資額 8 千万バーツを超え、7 億 5 千万バーツ以下 - (同上)

③投資額 7 億 5 千万バーツ以上で輸出 80%以下 - (同上) 本委員会

(3)認可通知と回答

上記委員会にて認可されると恩典の内容とその条件が通知され、この通知を受け取ってから 1 ヶ月以内に通知書の内容に同意するか、しない旨の回答を行う必要がある。

認可通知書には以下の書類が添付される

①認可受理の回答フォーム

②認可受理回答期限延長フォーム

③奨励証書の発給申請フォーム (F OS CT08-00)

④輸入品梱包に輸入税減免特典を受けることを表示する荷印の通知

⑤機械輸入に関する告示及びタイで製造できる機械・設備リスト

⑥法人所得税減免の特典を使用する前の事業実績報告の方法について

(4)奨励証書の発給

通知書に対する回答が終われば、正式の奨励証書を発給してもらうための申請を行う。

奨励証書発給申請は奨励認可を引き受けると回答した日より 180 日以内に行う必要があり、BOI の奨励事業は法人により営まれることが条件になっているので、現地法人の責任者名義で申請することが求められている。

< 奨励証書発給申請書に必要な書類 >

①奨励証書発給申請書 (F OS CT08-00)

②法人登記簿謄本

③法人登記証明書

④増資の場合の法人登記簿謄本 (もしある場合)

⑤(タイ商務省の)会社株式登記事務所の保証書

⑥海外からの資金送金を証明する書類 (外国からの資本がある場合)

⑦合弁事業契約、技術援助契約、その他の援助契約 (もしある場合)

⑧記入済み必要インフラ、人材調査票

ゾーンごとの減免税特典一覧

ゾーン	法人所得税	機械・設備	輸出製品 用原材料
第1	工業団地、工業地域に立地する場合、3年間免税  (工業団地、工業地域以外に立地する場合減免なし) ※ 但し、1000万B以上(土地、運転資金を除く)のプロジェクトは、2年以内にISOあるいは他の国際基準を取得すること。不可能な場合、1年間の免除期間カット。	関税率10%以上のものについて50%減税  (100%免税の場合もあり)	1年間  (延長可能)
第2	1) 工業団地、工業地域に立地する場合、5年間免税  (ISOの条件はゾーン1と同じ) 2) その他に立地する場合、3年間免税	関税率10%以上のものについて50%減税  (100%免税の場合もあり)	1年間  (延長可能)
第3	1) 工業団地、工業地域、その他に立地する場合とも8年間免税 2) 工業団地、工業地域に立地する場合 ア) 8年間の免税期間終了後5年間は50%減税 イ) 輸送費、電気代、水道代の2倍までを収益を生じた日から、10年間控除することができる 3) 工業団地、工業地域以外に立地する場合 インフラの設置、建設費の25%を、収益を生じた日から10年間に、純利益から通常の減価償却費に加えて控除することができる。10年間にどの年からでも、数年にまたがってもよい。	免税	5年間  (延長可能)
第3	工業団地、工業地域またはその他に立地する場合とも 1) 8年間免税 2) 8年間の免税期間終了後5年間は50%減税 3) 輸送費、電気代、水道代の2倍までを、収益を生じた日から10年間控除することができる 4) インフラの設置、建設費の25%を、収益を生じた日から10年間に、純利益から通常の減価償却に加えて控除することができる。10年間にどの年からでも、数年にまたがってもよい。	免税	5年間  (延長可能)

第一ゾーン：バンコク、サムットプラカーン、サムットサーコーン、パトムタニー、ノンタブリー、ナコンパトム

第二ゾーン：サムットソンクラーム、ラッチャブリー、カンチャナブリー、スパンブリー、アントーン、アユタヤ、サラブリー、ナコンナーヨック、チャチュンサオ、チョンブリ、ラヨーン、プーケット

第三ゾーン（先進県）：クラビ、ガンペーンペット、コンケン、ジャンタブリー、チャイナート、チュムポーン、チェンライ、チェンマイ、トラン、タラート、ターク、ナコンラーチャシーマー、ナコンシータマラート、ナコンサワン、プラチュアアップキリカン、プラチンブリー、パンガー、パッターン、ピット、ピサヌローク、ペチャブリー、ペチャブーン、ムクダハーン、メーホンソーン、ラノーン、ロップブリー、ランパーン、ラムプーン、ローイ、ソンクラム、サケーオ、シンブリー、スコータイ、スラタニー、ウタラディット、ウタイタニー

第三ゾーン（後進県）：ガラシン、チャイヤブーム、ナコンパノム、ナラティワート、ナーン、ブリラム、パッターニー、パヤオ、プレー、マハーサラカム、ヤソートン、ヤラー、ローイエット、シーサケート、サコンナコン、サトゥーン、スリン、ノンカイ、ノーングブアラムプー、アムナートヂャルーン、ウボンラチャタニー、ウドンタニー

### 5-3-3 中古機械の輸入に関する規定

BOI 認可事業に使用される機械は、基本的に最新鋭のものであることが条件となっているが、2003 年 1 月 30 日に、BOI 告示 Por.2/2003 が出され、第三者検査機関が証明すれば輸入税減免の恩典を受けて輸入できることになっており、「投資奨励法による輸入関税の免除あるいは軽減を受けようとする中古機械は、その製造年月日から奨励申請書提出日までの期間が 10 年を超えるものであってはならない」と明確に打ち出されるとともに、完全に修理したものは条件により認められることとなった。

被奨励企業は、当該中古機械が完全に作動できるよう整備、補修され、第三者検査機関による性能に関する証明書を提出しなければならない。中古機械の使用に関する、BOI 告示の具体的な内容は以下の通りである。

**(1)** 投資奨励法第 28 条または第 29 条により輸入税の減免を受ける中古機械は製造から申請時まで 10 年を超えたものであってはならない。ただし、以下のものの使用年数は、その適合性から審査する。

① 輸入時から 1 年以内の期限付きで、据え付け、製造のテスト、試験、建設、製造に使用されるもので、1 年経過した時には送り返されるもの。ただし、期限の延長は認められることもある。

② 臨時使用の目的で輸入するもの、つまり、据え付け、生産テスト・ラン、検査、建設、または一時的に生産ラインに使用の目的で輸入した中古機械は 10 年以内のものとする

る。基本的に輸入日から1年以内の使用許可を認める。期限になれば、必ず海外に返送しなければならない。ただし、建設機械の場合のみ、使用期間の延長を検討する。

③深海漁業、水上運輸、航空運輸に使用される中古の機械と運輸機器。ただし、関係政府機関の事前了承が必要である。

④金型、型、その他同様のもの(Mold、Die、Jig、Fixture、Pattern 等)、中古の金型、型、又は同様の使用用途を持つもの(例えば、Mold、Die、Jig、Fixture、Pattern 等)、又は検査に使用する機械設備のもの(この場合の中古機械は能力証明書を要求しない。)

(2)許可対象となる中古機械(10年を超えるものも含めて)は、信頼のできる機械能力検査機関発行の能力証明書が必要であり、規定は以下の通りである。

「第28条または第29条に基づく輸入税の減免特典が受けられる機械は、製造年から投資奨励申請を行う年まで10年を超える中古機械は、完全に修復され完全に使用可能なもので、信頼できる機関から能力の証明があること。かつ、投資委員会の同意を得たものであること。」

(3)機械の能力を証明する信頼できる機関とは、検査、機械の能力の試験を行うもので、国内、国外において国際的な評価を受けているものを意味する。具体的には、タイ国内や海外の政府または民間の機関から認められ、国際的にも基準や方法に基づいて、機械の能力検査テストをして能力証明書を証拠として発給する者である(買い手や売り手ではない、客観的に査定する第三者の機関。検定や品質保証機関など)。

(4)機械の能力証明とは、機械の能力証明について信頼に足る機関の証明書を意味する。すなわち、修復の詳細に関する証拠書類を付した修復の報告と証明でなければならない。また、機械、設備の検査を行う場合、機械の能力と機能を、検査マニュアルに従って完全に行うため、試運転をしなければならない。更に、環境への影響と安全性についても考慮し、以下の5項目の詳細を記載しなければならない。

①修復の状態または能力の残存期間の分析 (Re-Conditioned Status or Residual Life Evaluation Result)

②製造年 (Year of Manufacture)

③試運転の結果 (Test Run Result)

④環境および安全性検査の報告 (Emission and Safety Report)

⑤検査結果の報告と検査の日と場所 (Inspection Report, Date and Place of Inspection)

また、証明書は、投資奨励申請書、事業変更申請書、機械輸入期間の延長申請書の提出日から1年を超えないものでなければならない。

(5)事業に使用するための中古機械の輸入許可申請は、信頼に足る機関の機械状態の証明書を添付しなければならない((1)①~④を除く。)

(6)輸入税減免の恩典を受ける中古機械はタイ国内で製造、組み立てられているものであってはならない。

(7)この原則は一般の審査原則であり、投資委員会に変更することもあり、又は中古機械の使用年数についても種類によって特別に定めることもある。

(8)この告示で判断できないことは、投資委員会が判断する。

## 5-4 放射線規制

### 5-4-1 放射性物質汚染に関する規制

2011年3月11日に発生した東日本大震災を要因とした福島原発事故によりタイ政府は日本産の食料・飲料品の輸入に対して各種の規制を設けた。

タイ国食品医薬品局(FDA)による最新の告示(2011年8月)における規制は下記の通りである。

### 5-4-2 食品に関する規制

タイ国への日本産食品一般の輸出に際しは、農林水産省(各都道府県で対応している場合はそれでも可)が発給する以下に記載する何れかの条件を証明する証明書が必要となる。

(ただし、工場精製の合成化学物質で食品添加物、風味を調整する物質、食品の品質を保存する為に使用する物質は規制対象より除かれるが、天然由来、天然素材加工や天然の食品添加物は未だに規制対象となる。)

(1)平成23年3月11日より前に収穫、加工された食品でなければならない。

(2)平成23年3月11日以後に収穫、加工された食品で、日本の福島県、群馬県、茨城県、栃木県、宮城県、東京都、千葉県、神奈川県、及び静岡県(以下、指定9都県)で生産された全ての食品は、食品中の放射性物質に関する基準を満たさなければならない。食品中の放射性物質に関する基準とは、2011年4月11日付の保健省通達『放射性物質汚染のある食品の基準』に定める規定であり、この基準値を超える量が検出されてはならないことを示している。

<タイ国の定める上限値>

①放射性ヨウ素 131 : 100 ベクレル/kg 若しくはℓ

②放射性セシウム 134 及び 137 の合計 : 500 ベクレル/kg 若しくはℓ

輸入者は、輸入の都度、下記のいずれか1つの機関により発行された証明書(食品の分類、種類、放射性物質の量及び生産地を明記したもの)を検査場(FDA 管轄)において提示しなければならない。

①所轄する日本の政府機関

②日本の所轄する政府機関から認可を受けた他の機関

③政府機関の分析機関

④政府機関から委任又は認証された分析機関

⑤国際規格に基づいた分析能力の認証を受けた分析機関

(3)平成23年3月11日以後に収穫、加工された食品で、指定9都県以外の地域で生産された全ての食品の輸入者は、輸入の都度、原産地証明書を検査場(FDA 管轄)において提示しなければならない。

【原産地証明書発行機関】

①日本の政府機関

②認可を受けた他の機関

③商工会議所

【原産地証明がない場合】

上記 (2) ①～⑤で発行された証明書を用いることができる。

#### 5-4-3 酒類に関する規制

酒類については日本国内における監督官庁が食品一般と異なる為に手続き申請先が若干異なり、国税庁酒税課（各都道府県で対応している場合はそれでも可）が発給する証明書が必要となる。

(1)平成 23 年 3 月 11 日より前に加工されたものでなければならない。

<必要書類>

① 酒類の詰口年月日を証明することができる書類(詰口帳の写し等)

(2)平成 23 年 3 月 11 日以後に指定 9 都府県)以外の道府県において産出されたものでなければならない。(酒類の最終加工地及び主原料の産地共に指定 9 都府県以外であること)

<必要書類>

①酒類の詰口等をした場所及び当該酒類の主原料を生産・採取等した場所の道府県を証明することができる書類(原料の受払帳、仕込簿、容器移動簿、詰口帳等の写し等)

(3)平成 23 年 3 月 11 日以後に指定 9 都府県で製造(産出)されたものは、タイ王国の定める上限値を超える放射性核種が含まれてはならない。

<必要書類>

①酒類の詰口加工年月日を証明することができる書類(詰口帳の写し等)

②分析する試料について、その受払いを確認することができる書類(容器別受払帳の写し等)

<タイ国の定める上限値>

①放射性ヨウ素 131 : 100 ベクレル/kg 若しくは ℓ

②放射性セシウム 134 及び 137 の合計 : 500 ベクレル/kg 若しくは ℓ

#### 5-4-4 水産物に関する規制

水産物についても日本国内における監督官庁が食品一般と異なる為に手続き申請先が若干異なり、水産庁又は都道府県の水産部局が発給する証明書が必要となり、証明書発行の要件は以下の 1～3 のいずれかの要件を満たす水産物でなければならない。

(1)平成 23 年 3 月 11 日より前に採捕及び加工されたものでなければならない。

(2)平成 23 年 3 月 11 日以後に指定 9 都府県沿岸部以外の地域で採捕され、且つ、水揚げ、若しくは加工(包装等の最終製品に至るまでの全ての過程を含む)されたものでなければならない。

(3)平成 23 年 3 月 11 日以後に指定 9 都府県の沿岸域において採捕され、又は、指定 9 都府県で水揚げ、若しくは加工された水産物は、タイ王国の定める上限値を超える放射性核種が含まれてはならない。

<タイ国の定める上限値>

①放射性ヨウ素 131 : 100 ベクレル/kg

②放射性セシウム 134 及び 137 の合計 : 500 ベクレル/kg

#### 5-4-5 申請に必要な書類

発行機関に対して証明書の発行手続きを申請するに当たり、申請者は下記の書類を発行機関に対して提出しなければならない。

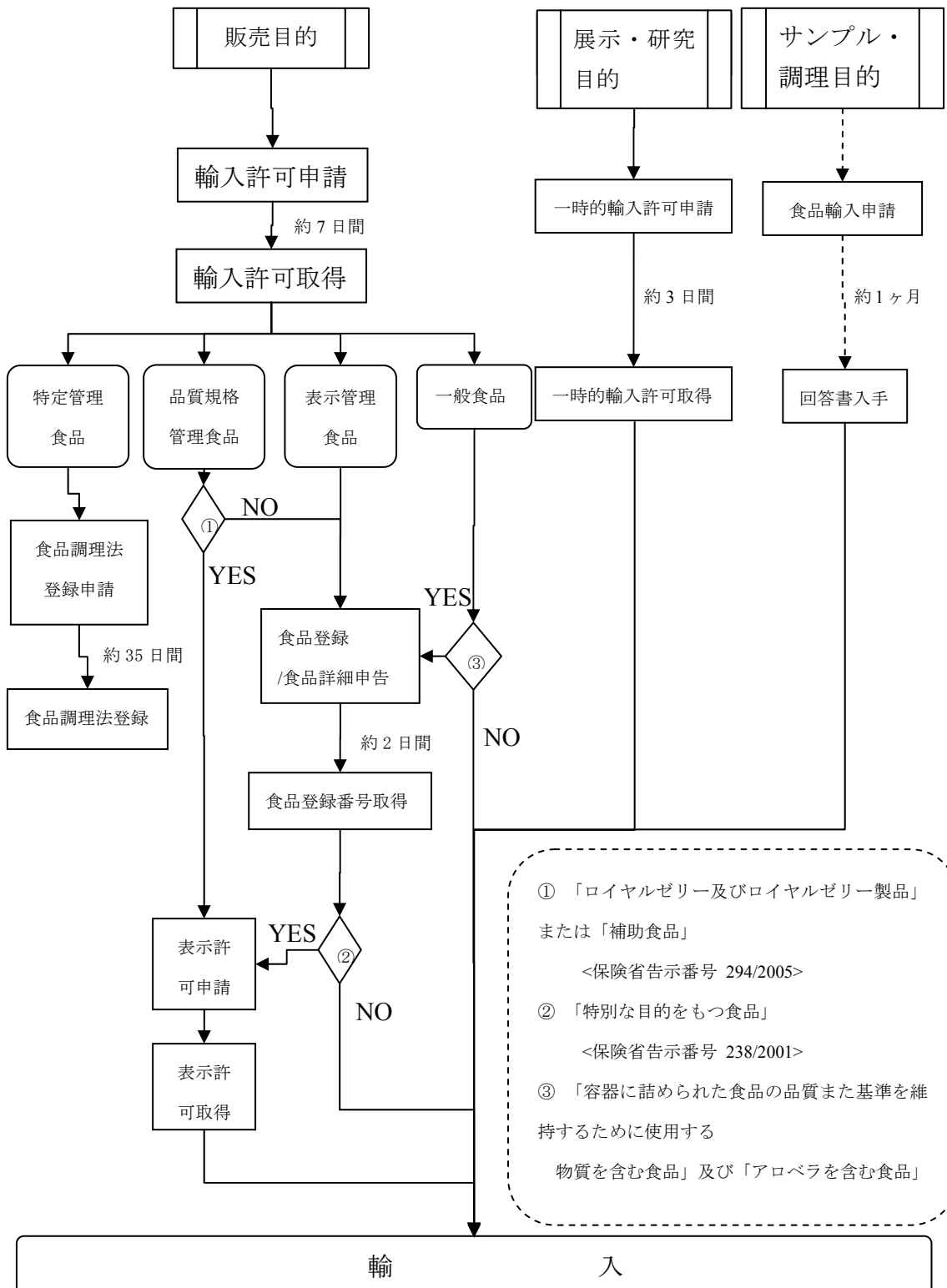
＜必要書類＞

- ①証明書発行申請書
- ②必要事項を記入した書面
- ③上記②の記載事項を確認することが出来る書類
- ④主原料の産地及び加工された都道府県を確認することができる書類及び製造業者等の所在を公的に証明する書類の写し
- ⑤平成23年3月11日より前に採捕及び加工されたものであることに該当する場合には、製造年月日について確認できる書類
- ⑥平成23年3月11日以後に指定9都県の沿岸域において採捕され、又は、指定9都県で水揚げ、若しくは加工された水産物に該当する場合には、検査機関が行った食品中の放射性物質に関する調査結果、検査方法及び検査機関の概要を示す書類

#### 6. おわりに

本報告書記載の内容は、調査時点(2011年)の規制及び制度の概要であり、今後、変更があった場合は適時改定するとともに、関係者の皆様の意見等を踏まえて内容の充実に努める所存である。また、本報告書記載の内容についての不明な点は、当協会に照会していただきたい。

(添付) 食品の輸入規制及び手続きのフロー





**\* 参考資料**

- ◆ 平成 19 年度 農林水産物貿易円滑化推進事業 海外貿易制度等調査報告書（タイ編）
- ◆ 農林水産省 23 国際第 157 号 タイ向けに輸出される食品に関する証明書の発行について
- ◆ 農林水産省 23 水漁第 388 号 タイ向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について
- ◆ タイ投資の手続き(タイ投資委員会)
- ◆ BOI 奨励許可後の手続き（タイ投資委員会）